

防犯カメラ 設置事業補助金

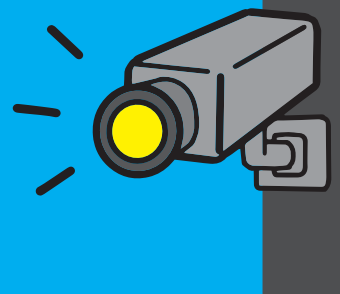


団体向け
防犯カメラ設置補助事業

申請期間 ※補助枠が予算額に達した時点で終了
(ホームページで予算残額の状況が確認できます。)

令和 8 年 8 月 3 日(月)から

令和 8 年 12 月 28 日(月)まで



※申請を検討される団体の方は、はじめに当市ホームページ、
「補助金申請の手引き」にて補助金の詳細をご確認ください

対象団体

※個人・事業所・法人等は、対象外となります。

市内の町内会、組合、自治会その他一定の区域を基礎として住民
により構成され、地域における連絡調整又は共同活動を行う団体

対象経費

- ①防犯カメラの購入及び設置費用
- ②防犯カメラの設置を表示する標識等の購入費及び設置工事費
- ③その他市長が特に必要であると認める経費

※市内の店舗・業者または入札参加資格者から新品の補助対象用品を購入した場合のみ
※インターネットで購入した物品は対象になりません

補助内容

補助率：補助対象経費の 1/2 以内 ※1,000 円未満切捨て

補助額：1 台に対し上限 20 万円

※設置可能台数は、同一年度において 3 台まで

＼ 申請書類は常総市 HP からダウンロード・防災危機管理課窓口にて配布 /

防犯カメラ設置補助金申請を検討していく場合は、団体内において「防犯カメラを設置し維持管理すること」や「防犯カメラ設置後、事件発生時に警察から依頼があった際には捜査に協力すること」などについて協議し、団体内での同意を得た上で、常総市市長公室防災危機管理課交通防犯係まで事前にご相談ください。

常総市防災危機管理課 交通防犯係

☎0297-23-2111 (代表) AM9:00～PM4:30 土・日・祝日を除く



【団体向け】補助金申請手続きの流れ

補助金の申請から交付までは多くの手続きが必要になり、そのすべてを本年度中に完了させる必要があります。申請を検討する団体は、期間内に余裕を持って手続きを進めるようにしてください。



※防犯カメラ設置後の維持、管理等に要する費用については補助金の対象となりません。